

# 女川町立学校修学旅行費支援補助金について

**町では、女川小・中学校に通う児童生徒の修学旅行費を支援する補助事業を実施しています。**

## 【1】補助内容

修学旅行に係る費用（交通費、宿泊費、施設見学料等）の実費分

※修学旅行中の小遣いや、自由行動に係る費用など保護者が一律に負担しない経費は補助対象外となります。

## 【2】補助対象者

小学校6年生・中学校3年生の修学旅行費を負担する児童生徒の保護者

ただし、女川町児童生徒就学援助の認定を受け修学旅行費の支給を受ける方は、補助金の対象になりません。

## 【3】補助の流れ

補助対象となる方は、『女川町立学校修学旅行費支援補助金委任状』に必要事項を記入し、学校長に提出します。

学校長は町に補助金申請し、修学旅行に係る経費の一部（又は上限額）を補助するものとし、学校がまとめて補助額を受領し旅行業者に支払います。